

令和5年第2回国東市議会定例会 提出議案

報告 第7号	令和4年度国東市一般会計予算繰越計算書の報告について	P 1
報告 第8号	令和4年度国東市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について	P 3
報告 第9号	国東市土地開発公社の経営状況の報告について	P 5
報告 第10号	公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について	P 6
議案 第39号	令和5年度国東市一般会計補正予算(第2号)	P 7
議案 第40号	令和5年度国東市水道事業特別会計補正予算(第1号)	P 8
議案 第41号	鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例の制定について	P 9
議案 第42号	国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P 14
議案 第43号	国東市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	P 15
議案 第44号	国東市火災予防条例の一部改正について	P 16
議案 第45号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	P 18

報告 4件

議案 7件

計 11件

## 報告第7号

### 令和4年度国東市一般会計予算繰越計算書の報告について

令和4年度国東市一般会計予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

国東市長 松井 督 治

令和4年度

国東市 一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国・県支出金	起債	その他	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム整備事業	5,657,000	4,997,000		4,996,000			1,000
	4 選挙費	参議院議員補欠選挙費	18,632,000	17,355,000		16,808,000			547,000
3 民生費	2 児童福祉費	出産・子育て応援給付金事業	13,787,000	1,760,000		1,760,000			
6 農林水産業費	1 農業費	【戦略・応援】次代へ繋ぐ園芸産地整備事業(果樹)	39,773,000	39,773,000		31,817,000			7,956,000
		県営ほ場整備換地事業	979,000	705,000		704,000			1,000
		緊急浚渫推進事業(ため池)	22,457,000	10,000,000		4,187,000	4,600,000	100,000	1,113,000
		危険ため池整備事業(ため池廃止)	25,000,000	20,000,000		16,200,000			3,800,000
	3 水産業費	漁港機能増進事業	64,721,000	40,000,000			37,300,000		2,700,000
7 商工費	1 商工費	【コロナ】国東に元気を！消費喚起プレミアム商品券事業	167,867,000	78,700,000		55,350,000			23,350,000
8 土木費	2 道路橋梁費	市単独道路新設改良事業(安岐)	94,784,000	48,305,000			48,100,000		205,000
		武蔵川橋梁架替事業(交付金事業)	56,555,000	31,682,000		15,760,000	15,100,000		822,000
	3 河川費	市営(県単)急傾斜地崩壊対策事業	14,000,000	10,330,000		5,000,000	3,800,000	1,400,000	130,000
10 教育費	5 社会教育費	武蔵中央公民館(セントラルホール)整備事業	208,162,000	115,723,000			109,200,000		6,523,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農地災害復旧事業	3,418,000	2,000,000		1,222,000		200,000	578,000
		農業用施設災害復旧事業	18,781,000	14,600,000		10,614,000		755,000	3,231,000
		農業施設等復旧支援事業	7,228,000	7,228,000		3,605,000			3,623,000
		林道災害復旧事業	6,972,000	6,000,000		3,000,000			3,000,000
	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	105,611,000	85,708,000		41,109,000	14,900,000		29,699,000
合計			874,384,000	534,866,000		212,132,000	233,000,000	2,455,000	87,279,000

令和5年6月12日提出  
国東市長 松井 督治

報告第 8 号

令和 4 年度国東市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

令和 4 年度国東市水道事業特別会計予算について、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

## 令和4年度 国東市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	工事負担金	損益勘定留保資金等			
1	1		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	建設改良費	施設建設費 (田深配水池整備事業)	8,200,000		8,200,000	8,000,000			200,000			追加工事が必要となり、年度内の完成ができないため。
		施設改良費 (手野浄水場整備事業)	4,000,000		4,000,000				4,000,000			半導体不足の影響により、ポンプメーカーにおける資材の調達に不測の日数を要したため。
合 計			12,200,000		12,200,000	8,000,000			4,200,000			

令和5年6月12日提出

国東市長 松井 督治

報告第 9 号

国東市土地開発公社の経営状況の報告について

国東市土地開発公社の経営状況について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

報告第 10 号

公益社団法人国東市農業公社の経営状況の報告について

公益社団法人国東市農業公社の経営状況について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 3 第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 39 号

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治



議案第 40 号

令和 5 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

## 議案第 41 号

鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例の制定について

鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

### 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設設置及び管理に関する条例

(設置及び目的)

第 1 条 地域経済の活性化、若者の市内定住及び人口減少の抑制を目的に、賑わいを創出する拠点として、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)

第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設(以下「拠点施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 鶴川商店街周辺観光・交流拠点施設

(2) 位置 国東市国東町鶴川 1365 番地 1

(施設の構成)

第 3 条 拠点施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) デジタル交流ギャラリー

(2) テレワーク施設

(3) チャレンジショップ

(業務)

第 4 条 拠点施設は、次に掲げる業務を行う。

(1) 第 1 条の目的を達成するための業務

(2) 拠点施設の施設、設備及び器具(以下「施設等」という。)の使用に関する業務

(3) 施設等の維持及び修繕に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(休館日)

第 5 条 拠点施設の休館日は、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第6条 拠点施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

施設名	区分	開館時間
デジタル交流ギャラリー	インターネットラジオスタジオ	午前9時から午後6時まで
	カフェ	午前9時から午後6時まで
	フリースペース	午前9時から午後6時まで
	交流スペース	午前9時から午後6時まで
	屋外トイレ	午前9時から午後10時まで
テレワーク施設	フリースペース	午前9時から午後6時まで
	会議室	午前9時から午後6時まで
	休憩室	午前9時から午後6時まで
	食堂	午前9時から午後6時まで
	キッチン	午前9時から午後6時まで
	キッズルーム	午前9時から午後6時まで
	コワーキングスペース	午前9時から午後6時まで
	サテライトオフィス	午前9時から午後6時まで
チャレンジショップ	キッチンスペース	午前9時から午後10時まで
	フリースペース	午前9時から午後10時まで

(サテライトオフィスの使用者の範囲)

第7条 サテライトオフィスを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法人又は事業を営む個人
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(使用の許可)

第8条 施設等を占有して使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、施設等を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。

- (1) 公益を害し、又は公の秩序若しくは風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障のあるとき。
- (4) その他使用させることが不相当と認めるとき。

3 市長は、第1項の許可について、管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

4 使用者は、使用上の指示事項に留意し、常に善良な使用を心がけなければならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を納めなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 使用料は、使用の許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天変地変その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなかったとき。

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(造作等の制限)

第10条 使用者は、施設等を使用するに当たり、特別な設備又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは付した条件を変更し、又は使用の中止を命じることができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市はその責を負わない。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第12条 使用者は、施設等を許可された目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又はその使用の停止を命じられたときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失した場合は、市長の指示に基づき、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者)

第 15 条 市長は、拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者(法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に拠点施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設等の使用許可に関すること。
- (2) 施設等の維持及び管理に関すること。
- (3) 拠点施設を使用する法人又は事業を営む個人を誘致すること。
- (4) その他市長が定めること。

3 第 1 項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合においては、第 5 条、第 6 条、第 8 条及び第 11 条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第 16 条 拠点施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合の利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、これを変更しようとする場合も同様とする。

3 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減免し、又は利用料金の全部若しくは一部を還付することができる。

4 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第 9 条の規定は適用しない。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、拠点施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第9条関係)

拠点施設使用料

施設名	区分	単位	使用料
デジタル交流 ギャラリー	インターネットラジオスタジオ	2時間	350円
	カフェ	月額	52,900円
	交流スペース	2時間	450円
テレワーク施 設	フリースペース	2時間	350円
	会議室1	2時間	350円
	会議室2	2時間	400円
	会議室3	2時間	350円
	食堂	2時間	400円
	キッチン	2時間	450円
	コワーキングスペース	2時間	700円
		月額	12,600円
	サテライトオフィス1	月額	46,500円
	サテライトオフィス2	月額	24,000円
	サテライトオフィス3	月額	18,700円
	サテライトオフィス4	月額	24,400円
	サテライトオフィス5	月額	31,000円
チャレンジシ ョップ	キッチンスペース1、2	日額	2,000円
		月額	42,000円
	フリースペース1、2、3	日額	1,500円
		月額	31,500円

備考

- 1 サテライトオフィスの利用者は、他のテレワーク施設内の施設等を無料で使用することができる。
- 2 使用料の額は、2時間単位で貸し出す施設を1日利用する場合は6時間分を上限とする。
- 3 使用料は、消費税を含めた金額とする。

提案理由 内閣府の地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金  
地方創生テレワークタイプを活用して、鶴川商店街に整備した施設の運営を  
開始するため、本条例を制定する必要があるため提出する。

議案第 42 号

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 18 年国東市条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を削る。

附 則

(施行日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の国東市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給すべき事由の生じた特殊勤務手当については、なお従前の例による。

提案理由 本年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けが 5 類感染症に変更されたことに伴い、特殊勤務手当の特例を設ける必要性がなくなったため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 43 号

国東市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

国東市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

国東市子ども医療費の助成に関する条例(平成 18 年国東市条例第 133 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「出生の日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」を「未就学児、小中学生又は高校生等」に改め、同条第 10 号中「未就学児及び小中学生」を「子ども」に改め、「並びに高校生等に係る入院」を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

提案理由 子ども医療費の助成対象を拡大し、子どもの健康増進と子育て世帯の医療費負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。



## 議案第 44 号

### 国東市火災予防条例の一部改正について

国東市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

### 国東市火災予防条例の一部を改正する条例

国東市火災予防条例(平成 18 年国東市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第 1 号中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき」を「次に掲げるもの(にあっては)」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のもの(にあっては、充電ポスト

第 11 条の 2 第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第 11 条の 2 第 1 項第 6 号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第 7 号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第 11 号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めるときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第 12 号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第 13 号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第 16 号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第 18 号を第

19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければなら」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の国東市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 45 号

### 和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

国東市長 松 井 督 治

#### 1 事故の内容

令和 5 年 4 月 7 日にケーブルテレビ施設指定管理者からの報告があり、ケーブルテレビ線と家屋への九電引込線が接触して、当該家屋に設置している太陽光発電設備のパワーコンディショナーが破損し、送電できないことを確認した。

当該事故は、平成 6 年に敷設された九電引込線と平成 19 年に国東市が敷設したケーブルテレビ線が長年接触し、九電引込線がショートしたことが原因で、太陽光発電設備のパワーコンディショナーを破損させたものであるため、国東市がパワーコンディショナーの交換費用及び発電量損失に係る売電収入を補償するものである。

2 損害賠償額            586,183 円

#### 3 和解の内容

- (1) 国東市は相手方に対し、過失割合 10 割の金 586,183 円を支払う。
- (2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申立をしない。

#### 4 和解の相手方